

## COVID-19曝露管理計画の手順 組織化された青少年スポーツプログラム

最近の更新：（変更は黄色で強調表示されています）

10/7/2021

- 症状が無く、最後に感染者と接触のあった日から5日目またはそれ以降に検体が採取され、検査が陰性であるウイルスに曝露した個人向けの短縮検査オプションが追加されました。
- 感染が確定した個人と同じチームのメンバーは、ワクチン接種や曝露の有無に関わらず、感染力のある期間中に感染者がチームに参加した最後の日から2週間の間、毎週検査を受ける必要があることを明確化しました。
- 集団発生が頻繁に発生している青少年スポーツプログラムのチームまたはグループは、DPH からの通知があるまで活動を一時停止しなければならないことがあることを追加しました。
- 偽陽性の検査結果の提出は、集団発生が頻繁に発生している青少年スポーツプログラムの場合受理されないことを明確化しました。
- 読みやすさと理解を簡素化するために内容を再編成しました。

COVID-19への曝露を阻止する為にコミュニティレベルに於いて的を絞った公衆衛生上の対応は、ロサンゼルス郡公衆衛生局（公衆衛生局）COVID-19への対応の影響を最大化する為に役立ちます。

組織化された青少年スポーツプログラムは、COVID-19曝露管理計画（Exposure Management Plan: EMP）を迅速に開始することで公衆衛生局が公衆衛生対応の適時性と影響の改善の助けとなる信頼できるコミュニティパートナーです。レクリエーションスポーツプログラムでCOVID-19の症例1件を特定した後、直ちにEMPを実施すると、COVID-19の蔓延を食い止める能力が加速され、大発生になることを防ぐことができます。

組織化された青少年スポーツプログラムで発生したCOVID-19の症例が1件、2件、及び3件以上発生した場合の曝露を管理する手順それぞれを以下に説明し、付録Aに要約します。COVID-19曝露管理に利用できるリソースのレベルは組織化された青少年スポーツプログラムによって異なるため、必須手順はEMPに含まれる必要のある最小限の要素になります。推奨される手順には、リソースが十分にある曝露管理への選択自由の要素が含まれます

本曝露管理ガイダンスは、組織化されたレクリエーションスポーツリーグ、クラブスポーツ、遠征試合、スポーツイベント/交流会/試合、およびTK12学校の生徒にサービスを提供する私立及び公立学校が主催するスポーツに適用されることに注意してください。本ガイダンスは、スポーツの状況下での必須条件と最善方法の概要を提供する[組織化された青少年スポーツ向け手順](#)の補足です。本ガイダンスは、大学やプロスポーツ、またはマラソン、ハーフマラソン、耐久レースなどのコミュニティイベントには適用されません。

青少年スポーツプログラムに於けるCOVID-19の蔓延のリスクは、以下の要因の影響を受けます。

- より多くの個人がCOVID-19に対するワクチン接種を完了するにつれて、リスクは減少します。
- COVID-19ワクチン接種を受けていない場合、リスクは以下の場合に増加します。（1）参加者間の接触レベルがより高いスポーツ（特に屋内スポーツでの対面接触）。（2）濃厚接触が頻繁にあり、その時間が長いスポーツ。（3）呼吸の速度と、吸気と呼気の空気量を増加させる、より激しい運動レベルを有する高接触型スポーツ。

本方針に於ける、「世帯」という用語は、「単一の生活単位として一緒に暮らす人」と定義され、寮、フラタニティやソロリティ、修道院、または住宅介護施設などの組織的な集団生活、及び寄宿、ホテル、モーテルなどのような商業宿泊施設を含みません。<sup>1</sup>「スタッフ」及び「従業員」という用語は、コーチ、従業員、サポートスタッフ、ボランティア、インターン、研修生、学者、および現場で、またはレクリエーションスポーツ活動のために作業をする他のすべての個人を意味します。「プレーヤー」、「参加者」、「家族」、「訪問者」または「顧客」という用語は、一般の人々、及びビジネスやサイトで時間を過ごす、または活動に参加するスタッフや従業員以外のその他の人々を含むと理解してください。「施設」、「サイト」という用語は両方も、建物、敷地、及び許可された活動が行われる隣接する建物または敷地を指します。「LACDPH」はロサンゼルス郡公衆衛生局を意味します。

### COVID-19の症例 1 件を特定する前の曝露管理計画

- **必須**：COVID-19安全手順を確立し施行させ、すべての参加者のCOVID-19に関する教育を受ける機会を保証するCOVID-19組織化された青少年スポーツプログラムコンプライアンス担当者（以下、「コンプライアンス担当者」）を定める。指定されたCOVID-19コンプライアンス担当者は、組織化された青少年スポーツプログラムにおけるCOVID-19蔓延の抑制に関連する情報を共有するDPHとの連絡係として機能する。
- **必須**：以下の場合の参加者とスタッフ全員向けの計画（1）COVID-19と一致する症状がある、（2）感染者に接触したために検疫中である、または（3）COVID-19診断や検査を受けるアクセスのある公衆衛生調査実行中の組織化された青少年スポーツプログラムの一部である。**\*注**：公衆衛生局が実行中の調査の一環として必要であると判断しない限り、ワクチン接種完了者<sup>2</sup>、または過去90日以内に検査機関で確認されたCOVID-19感染から回復した無症状の個人には、検査または検疫は必要ありません。
- **必須**：屋内での中程度から高リスクのスポーツに参加するワクチン未接種の青少年スポーツ選手とスタッフ、そして屋外での中程度から高リスクのスポーツに参加する12歳以上のワクチン未接種の青少年スポーツ選手とスタッフは、毎週検査を受けることを**必須とする計画**。さらに、青少年スポーツチーム内でCOVID-19症例が確認された場合、青少年スポーツチームに参加している選手とスタッフは、ワクチン接種**またはウイルスへの曝露**の有無に関わらず2週間毎週検査を受ける必要があります。注：次の場合は毎週の**スクリーニング**検査の必要はありません：（1）ワクチン接種を完了している人、（2）過去90日間にラボでCOVID-19感染を証明され、回復した人、（3）屋外での低度、中程度、または高リスクのスポーツに参加する12歳以下の選手。リスクのカテゴリーに分けられたスポーツのリストは**組織化された青少年スポーツ向けの手順**に記載されています。
- **推奨**：複数の郡に渡って数日間行われる競争に参加する選手とスタッフは、最初のゲームの3日前以内にCOVID-19検査の陰性結果を証明することが推奨されます。
- **推奨**：症状スクリーニングプログラムの実施を選択した組織化された青少年スポーツプログラムは、COVID-19の検査を受けていないが、スポーツプログラムへの参加前または参加中に症状確認で陽性と判断された人については、**決定経路**に関するDPHガイダンスを適用することが推奨されます。

### COVID-19の症例が1件発生した場合の曝露管理

- **必須**：検査で陽性判定されたCOVID-19の患者（参加者またはスタッフ）が一人特定された場合、コンプライアンス担当者はCOVID-19向けの自宅隔離手順に従うように感染者に指示をする ([ph.lacounty.gov/covidisolation](https://ph.lacounty.gov/covidisolation))。注：COVID-19感染が確認された症例とは、COVID-19検査で陽性と判定された個人を指す。

<sup>1</sup> ロサンゼルス郡コード、タイトル 22. §22.14.060 - F. 家族の定義 (Ord. 2019-0004 § 1, 2019.)

[https://library.municode.com/ca/los\\_angeles\\_county/codes/code\\_of\\_ordinances?nodeId=TIT22PLZO\\_DIV2DE\\_CH22.14DE\\_22.14.060F](https://library.municode.com/ca/los_angeles_county/codes/code_of_ordinances?nodeId=TIT22PLZO_DIV2DE_CH22.14DE_22.14.060F)

<sup>2</sup> ワクチン接種完了とは、2回の接種を要するワクチン接種の場合、2度目の接種から2週間以上経過している、または1回の接種で済むワクチン接種の場合、その接種を受けてから2週間以上経過している場合を意味します。

- **必須**: コンプライアンス担当者は、公衆衛生緊急**隔離命令**のコピーを提供し、DPHがDPHの感染者及び接触者調査プログラムを介して直接感染者に連絡を取り、追加情報を収集して、症例隔離の為の衛生担当官命令を発行することを通知する。
- **必須**: コンプライアンス担当者は、陽性が確認された感染者と感染力のある期間中に接触があった組織化された青少年スポーツプログラムのすべての個人を特定する（濃厚接触者）。
  - 感染者は、症状が最初に現れた2日前から、隔離をする必要がなくなるまで、（解熱剤を使用せずに24時間以上発熱が治まり、かつ症状が改善し、かつ症状が最初に現れてから少なくとも10日が経過するまで）感染性が有ると見なされる。COVID-19検査結果が陽性であるが症状が見られない人は、検査を受ける2日前から検査後10日まで感染性が有ると見なされる。
  - 濃厚接触者：以下の基準の少なくとも1つが満たされた場合、感染力のある期間中の感染者と接触があったと見なされる。
    - 24時間内に感染者の6フィート以内の距離に合計15分間以上にいた場合。
    - 感染者の体液、及び/またはCOVID-19感染症が確認された人の分泌物に保護具を着用せずに接触した場合（例えば、咳やくしゃみの飛沫がかかる、唾液に触れる、食器を共有する、保護具を着用せずに介護を行うなど）。
    - 感染者と接触があった可能性を否定できない場合、感染者の発生した同じチームの個人、または感染者のいるチームと対戦したチームのすべての個人を検疫する可能性を含め、どの人が検疫を必要としているかを確認するために公衆衛生局によって感染発生が審査される。
- **必須**: コンプライアンス担当者は、(1) 発症日前14日以内に組織化された青少年スポーツプログラムに参加済みのCOVID-19感染が確認されたスタッフや参加者、及び (2) 陽性者と感染力のある期間中に接触があった組織化された青少年スポーツプログラムにいた人々についてDPHに報告する。
  - 安全なオンラインによる報告は、DPHにCOVID-19への曝露を通知する上で推奨される方法であり、コンピューターまたはモバイルデバイスから、安全なウェブアプリケーション <http://www.redcap.link/lacdph.educationsector.covidreport> にアクセスすることにより実行できる。オンラインによる報告が不可能な場合は、[教育セクター向けCOVID-19症例及び接触者ラインリスト](#) をダウンロードして記入し、[ACDC-Education@ph.lacounty.gov](mailto:ACDC-Education@ph.lacounty.gov) に送信することにより、手動で報告することができる。すべての症例の通知は、症例の通知を受けてから1営業日以内に送信する必要がある。
- **必須**: 相手チーム内で感染者と接触のあった個人が確認された場合、相手チームのコンプライアンス担当者はこれらの濃厚接触者たちを公衆衛生局まで [ACDC-Education@ph.lacounty.gov](mailto:ACDC-Education@ph.lacounty.gov) に送信して報告する必要がある。公衆衛生局はコンプライアンス担当者と共に、感染発症の起こった特定のスポーツイベントと、感染者と接触のあった人物に関するその他の追加情報や、その感染発症に関する情報を集め、どの人物が検疫する必要があるかを確認する。
- **必須**: コンプライアンス担当者は組織化された青少年スポーツプログラム内でCOVID-19感染者との接触が特定された個人に、接触通知する。通知には、公衆衛生緊急**検疫命令**のコピーを添付する。通知には以下の要素を含める。注：接触通知レターのテンプレートは、[COVID-19組織化された青少年スポーツ向け通知レターテンプレート](#) から入手できる（テンプレートレター1を参照）。



- 感染者に接触\*した参加者とスタッフに、症状の有無に関わらずCOVID-19検査を受け、その結果をコンプライアンス担当者に報告するように指示する。このことが、**組織化された青少年スポーツプログラム**内での感染の蔓延の程度を決定し、さらなる管理措置の基礎となる。検査のリソースには、職員向けヘルスサービスまたは労働衛生サービス、学生向けヘルスセンター、医療従事者、**LA市および郡の検査会場**：[covid19.lacounty.gov/testing](https://covid19.lacounty.gov/testing)、**及び地域ベースの検査所**（地域のヘルスセンターや薬局）などが有る。医療従事者を見つける為の支援が必要な方は、24時間年中無休で利用可能なロサンゼルス郡情報ライン2-1-1に電話して下さい。
- **検査を免除されていない**、感染者と接触のあった個人（下記の免除の項を参照）は、自己検査\*（自宅または別の住居に滞在し、他者から離れる）を行い、**濃厚接触者向け検査及びその他の指示事項**に記載されている症状を監視する。以下の場合、COVID-19の症状を発症しない限り、検査を終了することができる：
  - 既知の感染者に接触した日から丸10日が経過した後（上記で定義）。活動は11日目から再開できる。その個人は14日目まで自身の健康を引き続き監視し、COVID-19予防対策を順守しなければならない。
  - 感染者に最後に曝露した日から5日目かそれ以降に採取された検体を用いたウイルス検査で結果が陰性であった場合、既知の感染者に最後に接触した日から丸7日が経過した後。活動は8日目から再開できる。その個人は14日目まで自身の健康を引き続き監視し、COVID-19予防対策を順守しなければならない。検査は、FDAにより認可されているウイルスCOVID-19検査でなければならない。これには、核酸増幅テスト（NAAT、PCRなど）または抗原テストが含まれる。また検査は医療機関または認可を受けた検査会場で検体採取および実施されなければならない。
  - 以下の濃厚接触者は、無症状である限り、検査を免除される。
    - ワクチン接種完了者
    - 過去90日以内に検査機関で感染が確認されたCOVID-19から回復した人。検査を行う必要がなくとも、自身の症状を監視し、最後にウイルスに曝露した日から14日間はCOVID-19の予防措置を厳守する必要がある。ワクチン接種完了者は、最後にウイルスに曝露した日から3~5日後にウイルス検査を受けることが推奨される。COVID-19から最近回復した人には、検査は推奨されない。**濃厚接触者向け検査及びその他の指示事項**を参照のこと。
- 公衆衛生局は、公衆衛生局の症例及び接触者調査プログラムを通じて、検査の要件に該当する感染者と接触のあった個人に連絡を取り、追加情報を収集し、検査の為の衛生担当官命令を正式に発行する。

□ **必須**：感染が確認された個人と同じチームに所属するチームメンバー全員は、ワクチン接種やウイルスへの曝露の有無に関わらず、感染者が感染力がある期間中にチームに参加した最後の日から2週間の間、毎週検査を受ける。

□ **必須**：COVID-19が確認された個人が、感染力のある期間中に他のチームが関与する試合、トーナメント、またはその他の組織化された青少年スポーツプログラム関連の活動に参加した場合、コンプライアンス担当者は相手チームに感染発症の可能性を通知する。通知レターテンプレートは、[COVID-19組織化された青少年スポーツ向け通知レターテンプレート](#)から入手できる（テンプレートレター2を参照）。影響を受けるすべてのチームのコンプライアンス担当者は、協力して、感染者と接触のあった条件に当てはまる個人を特定する。対戦チームに感染者との接触があった個人がいる場合、相手チームのコンプライアンス担当者は、感染発症の通知を受けてから1営業日以内に[ACDC-Educator@ph.lacounty.gov](mailto:ACDC-Educator@ph.lacounty.gov)に電子メールで感染

発症をDPHに通知する。DPHは、相手チームのコンプライアンス担当者とは協力して、曝露管理に必要な情報を収集する。

- **推奨**：コンプライアンス担当者は、現場に於ける感染発生、及びCOVID-19の蔓延を防ぐ為に講じられている対策についてより多くのプログラムコミュニティに追加の通知を行う必要があるかどうかを決定する。一般的な通知レターテンプレートは、[COVID-19組織化された青少年スポーツ向け通知レターテンプレート](#)から入手できる（テンプレートレター3を参照）。

#### 14日間以内にCOVID-19の症例が2件発生した場合の曝露管理

- **必須**：組織化された青少年スポーツプログラムは、14日間以内に検査で陽性判定された患者（参加者及びスタッフ）が2件特定された場合、確定症例1件の際の**必須手順**に従う。
- **推奨**：コンプライアンス担当者は、2件の確認症例に疫学的な関連性があるかどうかを決定する。すなわち感染者の2名のうち1名もしくは、双方が感染性のある期間中に時と場所を同じくして組織化された青少年スポーツプログラムと一緒に参加していたかどうかを調査する。
  - 症例間の疫学的関連性を決定するには、曝露履歴を理解し、感染力のある期間中に症例に曝露した可能性のある全ての場所と人物を特定する為に、組織化された青少年スポーツプログラム内で更なる調査が必要になる場合がある。注意点：疫学的に関連しているケースとは、散発的に起こる広範囲の地域での感染よりも、組織化された青少年スポーツプログラム内で関連する感染症を拡散する可能性が高く、組織化された青少年スポーツプログラム内でお互いに物理的な空間を共有（例：同じチームで、ロッカールームや車のような物理的なスペースを共有する、一緒に懇親会に参加する）をしたことが識別できる人物を含みます。

#### 14日間以内にCOVID-19の症例が3件以上発生した場合の曝露管理

- **必須**：14日以内に組織化された青少年スポーツプログラム参加者及び/またはスタッフの間で、3件以上の確定患者のグループを特定した場合、組織化された青少年スポーツプログラムは以下の手順を実行する。
  - クラスタを直ちにDPHに報告する。安全なオンラインによる報告は、DPHにCOVID-19への感染発症を通知する上で推奨される方法であり、コンピューターまたはモバイルデバイスから、安全なウェブアプリケーション：<http://www.redcap.link/lacdph.educationsector.covidreport>にアクセスすることにより実行できる。オンラインによる報告が不可能な場合は、[教育セクター向けCOVID-19症例及び接触者ラインリスト](#)をダウンロードして記入し、[ACDC-Education@ph.lacounty.gov](mailto:ACDC-Education@ph.lacounty.gov)に送信することにより報告できる。
  - DPHは、提出された情報を確認して、以下に説明する教育部門向けの発生基準が満たされているかどうかを判断し、1営業日以内に組織化された青少年スポーツプログラムに連絡し、次のステップについて指導する。
  - 教育部門での感染症集団発生基準：疫学的関連性があり、同一世帯ではなく、教育施設や青少年プログラム外で互いに濃厚接触していない**組織化された青少年スポーツプログラムのメンバーの中で**、COVID-19検査結果が陽性で症状あり、または無症状の患者が14日以内に3件以上確認された場合。感染力のある期間中に、感染者と同じ期間、同じ設定内のある時点と一緒にいた場合に、疫学的関連性があるとされる。
    - 感染症集団発生基準に達していると判断された場合、DPHはコンプライアンス担当者に青少年スポーツプログラムに対する公衆衛生局感染症集団発生調査が始動したことを通知する。公衆衛生調査官は、コンプライアンス担当者と直接連絡を取り、発生への対応を調整することを通知する。青少年スポーツプログラムは、追って通知があるまで、集団発生のあったス

ポーツチームまたはスポーツグループの活動を一時停止する。集団発生が活発な青少年スポーツプログラムからの偽陽性の検査結果の提出は、集団発生調査中には受理されない。

付録A：組織化された青少年スポーツプログラムに於いてCOVID-19症例が発生した場合の  
曝露管理手順

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>症例数<br/>1件</p>        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 必須：青少年スポーツプログラムは症例にCOVID-19自宅<b>隔離</b>の指示に従うように指示する。</li> <li>2) 必須：青少年スポーツプログラムは、公衆衛生緊急<b>隔離命令</b>のコピーを感染者と接触のあった個人に提供し、公衆衛生局（DPH）が直接本人に連絡して追加情報を収集することを通知する。</li> <li>3) 必須：青少年スポーツプログラムは感染者と協力して、感染者への接触者を特定する。感染力のある期間中に観戦者が試合やトーナメントに参加した場合、これには相手チームの個人が含まれる場合がある。注：感染発生を否定できない場合、DPHはプログラムと連携して、青少年スポーツプログラムで濃厚接触者としてまだ特定されていない接触者も検疫させ、検疫を要する感染者と接触のあった個人全員を確認する。</li> <li>4) 必須：青少年スポーツプログラムは、感染者と接触のあった個人にウイルスへの<b>曝露があったことを通知する*</b>。接触者に、自宅で検疫を行い、ウイルスに曝露したためCOVID-19検査を受けるように<b>指示し</b>、公衆衛生緊急<b>検疫命令</b>のコピーを<b>提供する</b>。追加情報を収集するために<b>DPHから直接連絡があることを通知する</b>。</li> <li>5) 必須：青少年スポーツプログラムは確認された症例、及びプログラム内で感染者と接触のあった個人の情報を記載したレポートを1営業日以内にDPHに提出する。</li> <li>6) 推奨：青少年スポーツプログラムは通常の通知*を送信して、より広いコミュニティに、曝露と拡散を防ぐ為に講じられている対策を通知する。</li> </ol> |
| <p>症例数<br/>2件</p>        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 必須：確定症例1件の場合の手順に従う。</li> <li>2) 必須：症例が相互に14日以内に発生した場合、青少年スポーツプログラムはDPHと協力して、疫学的関連性(EPI)が存在するかどうかを決定する。EPIの関連がある場合、青少年スポーツプログラム感染予防措置を取る必要がある。</li> </ol>   |
| <p>症例数<br/>3件<br/>以上</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 必須：3件以上の症例の集団が相互に14日間以内に発生した場合、青少年スポーツプログラムは直ちに報告する。</li> <li>2) 必須：DPHは、発生の基準が満たされているかどうかを判断する。発生基準に従っている場合、DPH集団感染発生調査が始動し、公衆衛生局調査官が青少年スポーツプログラムに連絡して集団感染発生調査を行う調節をする。</li> </ol>  |